

第4回定例会

産廃処理施設設置に関する条例を制定

一般質問に6議員が登壇

平成19年第4回定例会は12月11日に開会し、一般質問に6議員が登壇、条例の制定4件、条例の一部改正4件、規約の改正1件、補正予算1件、報告1件、平成18年度一般会計ほか5特別会計の決算認定、請願2件、意見書8件を

審議し、原案通り可決して、14日閉会した。

【平成18年度決算認定】

平成18年度一般会計歳入歳出決算ほか5特別会計歳入歳出決算の認定については、決算審査特別委員会に付託され審査の結果、委員会報告のとおり認定した。(一般会計ほか5特別会計合わせて2億1,361万円の黒字決算となった。)

【条例の制定】

- ▼新十津川町職員の修学部分休業に関する条例
- ・職員の自発的な修学のための部分休業に関し必要な事項を定める。
- ▼新十津川町職員の自己啓発等休業に関する条例

・職員の自発的な大学等における修学又は国際貢献活動のための休業に関し必要な事項を定める。

▼新十津川町後期高齢者医療に関する条例

・老人保健法の改正により創設された後期高齢者医療の事務を実施する。

▼新十津川町産業廃棄物処理施設の設定等に関する適正処理条例

・産業廃棄物の適正な処理を推進し、良好な環境の保全に資する。

【条例の改正】

▼老人保健法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

・老人保健法の改正に伴い関係条例を整理する。

▼新十津川町職員の給与に関する条例の一部改正

・一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されたため、本町においても国の基準に準拠し職員の給与に関し所要

の改定を行う。

▼新十津川町国民健康保険税条例の一部改正

・健康保険法等の一部を改正する法律によつて改正された地方税法の改正規定に基づき、国民健康保険税の特別徴収を実施する。

▼新十津川町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正

・農業委員会の委員の定数15人を13人に改める。(公布の日以後初めてその期日が告示される一般選挙から施行)

【規約の改正】

▼空知教育センター組合規約の一部改正

・組合に新たに美唄市が加盟するため。

【専決処分】

▼車両事故による損害賠償・損害賠償額
40万9,342円

【補正予算】

(一般会計)

歳入歳出それぞれ6,762万8千円を追加し、総額を58億6,098万4千円とした。主な補正内容は次のとおり。

▼総務費

・普通財産管理事務
6,588万1千円

(新十津川町土地開発公社保有公有地10筆2万8,548・16㎡を取得)

・緑資源機構分収造林事業
144万7千円

(町有林・総進地区19畝間伐)

▼農林水産業費

・農地・水・環境保全向上対策事業
30万円
(事務費の増額)



△12月14日定例会には16人の傍聴者が来場されました